

議案第13号

選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

(根拠)

・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(専決処分書)

専決第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年5月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員会職務代理者 石橋 敏幸

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 629人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 106人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 523人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年5月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和4年5月20日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	49	253	0	302
女	57	270	0	327
計	106	523	0	629

議案第14号

在外選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿から抹消する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(専決処分書)

専決第2号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年5月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員会職務代理者 石橋 敏幸

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数 | 1人 |
| 内訳 国内転入者 | 1人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和4年5月20日 |

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

議案第15号

在外選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿に登録する者について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

(根拠) 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(専決処分書)

専決第3号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年5月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員会職務代理者 石橋 敏幸

1. 登録する者の数 8人
2. 登録する者の氏名等 別紙のとおり
3. 登録年月日 令和4年5月20日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第16号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

(根拠) 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(専決処分書)

専決第4号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年5月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員会職務代理者 石橋 敏幸

閲覧状況一覧表 別紙のとおり

(根拠) 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

○公職選挙法

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

第二十八条の四

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○公職選挙法施行規則

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第17号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表に関する専決処分の承認を求めることについて

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾俊見

(根拠) 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

(専決処分書)

専決第5号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省で定めるものを除く。)はなく、その旨を告示により公表する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和4年5月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員会職務代理者 石橋 敏幸

(根拠) 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

第二十八条の四

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○公職選挙法施行規則

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第18号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 659人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 64人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 595人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年6月1日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和4年6月1日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	33	301	0	334
女	31	294	0	325
計	64	595	0	659

議案第 19 号

選挙人名簿に登録する者について（6月定時登録）

令和4年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 2,368人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和4年6月1日 |

（根拠）公職選挙法第22条第1項の規定による。

（登録）

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和4年6月1日現在）

区分		男女別	男	女	計
令和4年3月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)			72,091	93,760	165,851
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)					
選挙時登録(c)に係る 補正登録者数 (d)					
(a)以後の 抹消者数	(イ) 死亡のため		159	179	338
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため		780	807	1,587
(e)	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため		0	0	0
※(c)以後 ではない	(ニ) 誤載のため	()	0	0	0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()		939	986	1,925
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			821	1,042	1,863
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			822	937	1,759
今回(令和4年6月1日) 追加登録者数 (h)			1,177	1,191	2,368
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			72,328	94,070	166,398
備 考					

在外選挙人名簿登録者数調（令和4年6月1日現在）

指定在外選挙
投票区名

大名

投票区

区分		男女別	男	女	計
令和4年3月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)			54	98	152
(a)以後の抹消者数 (b)			1	3	4
(a)以後の追加登録者数 (c)			4	6	10
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a) - (b) + (c)			57	101	158
備 考					

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,785	4,573	8,358
2	春吉第二	2,583	3,306	5,889
3	警固第一	3,259	4,879	8,138
4	警固第二	3,073	4,159	7,232
5	大名	1,309	1,681	2,990
6	赤坂	3,788	5,012	8,800
7	舞鶴	3,698	4,478	8,176
8	箕子第一	3,605	4,430	8,035
9	箕子第二	1,642	2,249	3,891
10	当仁第一	3,711	4,742	8,453
11	当仁第二	2,129	2,857	4,986
12	南当仁第一	2,948	3,571	6,519
13	南当仁第二	2,730	3,197	5,927
14	南当仁第三	1,732	2,071	3,803
15	高宮	3,840	5,337	9,177
16	一本木	3,716	5,612	9,328
17	平尾	2,769	3,465	6,234
18	草ヶ江	2,999	4,087	7,086
19	小笹	1,726	2,097	3,823
20	梅光園	1,549	1,954	3,503
21	福浜	1,679	2,437	4,116
22	小笹南	3,901	4,677	8,578
23	笹丘	3,024	3,644	6,668
24	薬院	4,053	5,676	9,729
25	六本松	3,080	3,879	6,959
	合計	72,328	94,070	166,398

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	3年6月 (A)	3年9月	3年12月	4年3月	4年6月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,103	8,303	8,324	8,325	8,358	255
2	春吉第二	5,825	5,869	5,889	5,897	5,889	64
3	警固第一	8,090	8,122	8,124	8,121	8,138	48
4	警固第二	7,314	7,325	7,280	7,282	7,232	-82
5	大名	3,002	2,994	3,007	3,017	2,990	-12
6	赤坂	8,777	8,829	8,834	8,802	8,800	23
7	舞鶴	8,056	8,137	8,164	8,159	8,176	120
8	箕子第一	7,773	7,876	7,956	7,971	8,035	262
9	箕子第二	3,862	3,908	3,892	3,874	3,891	29
10	当仁第一	8,335	8,418	8,424	8,447	8,453	118
11	当仁第二	4,988	5,036	5,026	5,018	4,986	-2
12	南当仁第一	6,464	6,524	6,536	6,506	6,519	55
13	南当仁第二	5,904	6,130	6,138	6,126	5,927	23
14	南当仁第三	3,518	3,526	3,549	3,547	3,803	285
15	高宮	8,926	9,054	9,012	9,048	9,177	251
16	一本木	9,213	9,311	9,352	9,297	9,328	115
17	平尾	6,257	6,246	6,223	6,221	6,234	-23
18	草ヶ江	7,130	7,113	7,097	7,094	7,086	-44
19	小笹	3,791	3,875	3,861	3,856	3,823	32
20	梅光園	3,503	3,520	3,517	3,479	3,503	0
21	福浜	4,213	4,173	4,163	4,147	4,116	-97
22	小笹南	8,299	8,437	8,416	8,414	8,578	279
23	笹丘	6,654	6,668	6,688	6,668	6,668	14
24	薬院	9,368	9,416	9,440	9,554	9,729	361
25	六本松	6,860	6,866	6,962	6,981	6,959	99
	合計	163,596	163,879	163,700	165,851	166,398	2,173

議案第20号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

移替えを延期する期間

令和4年6月7日から令和4年7月10日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

議案第21号

参議院議員通常選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年6月21日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項、第65条の13第1項による読替後の第53条第1項の規定による。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項及び第三項において同じ。)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条 第一項	選挙人名簿又は	在外選挙人名簿又は
	第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
	を記入し、	及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票に用いるべきものである旨を記入し、
	その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、	当該選挙人の在外選挙人証に
	当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨	投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日

【参考 読替後の第五十三条第一項】

市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき在外選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票に用いるべきものである旨を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、当該選挙人の在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日を記入しなければならない。

議案第22号

参議院議員通常選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和4年6月20日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定による。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第23号

参議院議員通常選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年6月21日

(根拠)

- ・ 議決 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

(特例郵便等投票の手續及び方法)

第一条

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。))に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第24号

参議院議員通常選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

<中央区の議案>

福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第49条の規定による。

公職選挙法

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定めた。

令和4年6月16日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

<中央区の告示>

福岡市中央区大名二丁目5番31号

福岡市中央区選挙管理委員会事務局

議案第25号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年6月22日 午後6時から

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

告示 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条第3項

第三十五条

3 市町村の委員会は、衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙につき、法第一百七十五条第三項の規定により行うくじの実施場所及び日時を、あらかじめ告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和4年6月16日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和4年6月22日 午後6時から

議案第26号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

議案第27号

参議院福岡県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

(根拠) ・議決及び告示 公職選挙法第144条の2の規定による。

(ポスター掲示場)

第四百四十四条の二 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第四百四十三条第一項第五号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第一項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 公職の候補者は、第一項の掲示場に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定め、あらかじめ告示する日から第四百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6 前項の場合において、公職の候補者一人が掲示することができる掲示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

7 前各項に規定するもののほか、第一項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第四百四十三条第一項第五号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 都道府県又は市町村が前項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、当該掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、当該都道府県又は市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、その総数を減ずることができる。

10 第三項から第七項までの規定は、第八項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について、準用する。

ポスター掲示場 設置場所一覧表

投票区		設置場所	
1	春吉第一	1	西中洲6番27号 親和銀行ビル駐車場フェンス
1	春吉第一	2	春吉一丁目17番38号 春吉小学校正門横
1	春吉第一	3	春吉一丁目17番38号 春吉小学校東門横
1	春吉第一	4	春吉一丁目17番38号 春吉小学校南側
1	春吉第一	5	春吉一丁目17番 春吉公園西側
1	春吉第一	6	渡辺通四丁目6番2号 パーキング303駐車場フェンス
1	春吉第一	7	渡辺通二丁目1番 電気ビル新館西側
1	春吉第一	8	春吉二丁目3番 六軒屋公園西側
2	春吉第二	1	清川三丁目4番 清川公園北側入口横
2	春吉第二	2	清川一丁目4番1号 ロイヤル渡辺通154駐車場
2	春吉第二	3	清川二丁目12番 清川中公園入口横
2	春吉第二	4	清川三丁目4番 清川公園西側入口横
2	春吉第二	5	高砂一丁目16番 高砂月極駐車場
2	春吉第二	6	清川一丁目10番 渡辺通パーキング
2	春吉第二	7	清川二丁目3番 アーベイン渡辺通り南前
2	春吉第二	8	清川二丁目22番8号 FBS福岡放送本社北側
3	警固第一	1	警固一丁目11番1号 警固小学校正門横
3	警固第一	2	警固三丁目13番18号 西光寺入口横
3	警固第一	3	警固二丁目11番 警固本町公園
3	警固第一	4	警固二丁目8番1号 筑紫女学園高等学校北側
3	警固第一	5	薬院二丁目13番 薬院北公園前
3	警固第一	6	警固三丁目13番 警固一号公園入口横
3	警固第一	7	警固三丁目6番 クラシオン桜坂北側
3	警固第一	8	警固二丁目7番 筑紫女学園高等学校グラウンド南側
4	警固第二	1	今泉一丁目8番 今泉公園西側北角
4	警固第二	2	今泉一丁目8番 今泉公園東南角
4	警固第二	3	薬院一丁目2番 薬院記念公園東南角
4	警固第二	4	今泉二丁目1番 天神南コイン駐車場フェンス北側
4	警固第二	5	今泉一丁目19番 若宮神社前
4	警固第二	6	今泉二丁目3番 アットパーク今泉二丁目フェンス
4	警固第二	7	警固一丁目11番1号 警固小学校東側
4	警固第二	8	今泉二丁目4番17号 青龍山 長圓寺
5	大名	1	大名一丁目12番15号 株式会社 ジョーキューウ 北側
5	大名	2	大名二丁目5番31号 中央区役所東側
5	大名	3	天神一丁目1番 天神中央公園西側
5	大名	4	天神二丁目2番 警固公園北西側
5	大名	5	大名二丁目5番31号 中央区役所前
5	大名	6	天神一丁目8番1号 福岡市役所南西側
5	大名	7	大名一丁目9番55号 大名郵政アパート

6	赤坂	1	赤坂二丁目5番5号	中央体育館東角
6	赤坂	2	桜坂一丁目13番	桜坂公園南西側
6	赤坂	3	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
6	赤坂	4	赤坂二丁目6番	九電大濠変電所前
6	赤坂	5	赤坂一丁目13番12号	ホンダカーズ福岡赤坂店駐車場西側
6	赤坂	6	赤坂二丁目5番23号	警固中学校正門横
6	赤坂	7	桜坂三丁目11番	七隈線桜坂駅前 1番出入口
6	赤坂	8	赤坂三丁目10番	赤坂公園入口横フェンス
7	舞鶴	1	舞鶴三丁目4番	浜の町公園前
7	舞鶴	2	舞鶴二丁目5番	舞鶴小・中学校グランド前
7	舞鶴	3	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校南側
7	舞鶴	4	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校北側
7	舞鶴	5	舞鶴一丁目7番	長浜公園南側
7	舞鶴	6	舞鶴一丁目7番	長浜公園西側
7	舞鶴	7	天神五丁目1番23号	福岡市民会館
7	舞鶴	8	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校西側
8	簀子第一	1	港二丁目1番	福崎公園東側
8	簀子第一	2	大手門一丁目7番1号	旧福岡家庭裁判所北側
8	簀子第一	3	大手門三丁目15番	簀子公園西側
8	簀子第一	4	港二丁目	かもめ広場西側
8	簀子第一	5	港二丁目	かもめ広場駐車場南側
8	簀子第一	6	港二丁目1番	福崎公園西側
8	簀子第一	7	荒津二丁目1番	荒津公園前
8	簀子第一	8	港三丁目4番6号	ヤマト運輸株式会社駐車場フェンス
9	簀子第二	1	荒戸一丁目1番	大濠公園駅2番出入口
9	簀子第二	2	城内10番	舞鶴公園第2駐車場横
9	簀子第二	3	城内2番	大濠公園駅5番出入口
9	簀子第二	4	城内2番	五号堀前
9	簀子第二	5	城内1番	平和台陸上競技場北側入口横
9	簀子第二	6	城内2番	旧舞鶴中学校前
9	簀子第二	7	大手門三丁目15番	簀子公園南入口横
10	当仁第一	1	西公園12番	福岡教育大学附属福岡中学校プール観覧席下
10	当仁第一	2	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校運動場前
10	当仁第一	3	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
10	当仁第一	4	大濠公園1番1号	かんぼ生命福岡事務サービスセンター前
10	当仁第一	5	西公園14番30号	中央市民プール前
10	当仁第一	6	荒戸三丁目5番	福岡教育大学附属福岡中学校グランド南側フェンス
10	当仁第一	7	荒戸二丁目2番49号	金光教福岡教会前
10	当仁第一	8	伊崎14番	伊崎公園前

11	当仁第二	1	唐人町一丁目8番53号	成道寺北側
11	当仁第二	2	唐人町三丁目2番	唐人町公園前
11	当仁第二	3	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
11	当仁第二	4	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西南角
11	当仁第二	5	唐人町三丁目3番	唐人町北公園前
11	当仁第二	6	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校北東塀
11	当仁第二	7	黒門8番	唐人町5番出入口
11	当仁第二	8	唐人町一丁目4番	唐人町4番出入口
12	南当仁第一	1	大濠一丁目2番36号	福岡管区气象台西側
12	南当仁第一	2	鳥飼二丁目8番7号	県営住宅鳥飼団地7棟西側
12	南当仁第一	3	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校正門横
12	南当仁第一	4	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東南角
12	南当仁第一	5	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校西側
12	南当仁第一	6	大濠一丁目7番16号	大濠聖母幼稚園西側
12	南当仁第一	7	大濠公園1番	大濠公園西側
12	南当仁第一	8	鳥飼一丁目4番	鳥飼3号公園前
13	南当仁第二	1	地行二丁目16番	地行公園西側
13	南当仁第二	2	地行一丁目15番18号	傳照寺北側
13	南当仁第二	3	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
13	南当仁第二	4	地行三丁目15番1号	市営地行住宅1棟東側フェンス
13	南当仁第二	5	地行三丁目16番12号	クラシオン地行
13	南当仁第二	6	地行四丁目18番	地行北緑地
13	南当仁第二	7	地行浜一丁目3番	地行浜西公園東側
13	南当仁第二	8	地行一丁目3番	明治通北側街路樹帯
14	南当仁第三	1	今川二丁目3番23号	金龍寺東側
14	南当仁第三	2	今川二丁目8番	西町公園北側
14	南当仁第三	3	今川二丁目8番	西町公園東側
14	南当仁第三	4	鳥飼三丁目10番	鳥飼2号公園北側
14	南当仁第三	5	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
14	南当仁第三	6	鳥飼三丁目3番	埴安神社前
14	南当仁第三	7	鳥飼一丁目5番27号	鳥飼第2ポンプ場前
15	高宮	1	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
15	高宮	2	高砂一丁目16番	高砂公園南側
15	高宮	3	白金二丁目4番	白金公園南側
15	高宮	4	白金二丁目15番40号	高宮小学校裏門前
15	高宮	5	清川三丁目20番9号	はちすが産婦人科医院西側
15	高宮	6	白金二丁目15番40号	高宮小学校南側
15	高宮	7	白金一丁目5番	月極田中駐車場
15	高宮	8	白金一丁目17番1号	福岡市水道局駐車場フェンス

16	一本木	1	那の川二丁目8番10号	エルパルケ平尾北側植栽帯
16	一本木	2	那の川二丁目10番18号	NTT平尾ビル南側
16	一本木	3	大宮二丁目2番	一本木公園南側
16	一本木	4	大宮二丁目2番	一本木公園北側
16	一本木	5	平尾二丁目6番	平尾出張所移転地植樹樹
16	一本木	6	平尾二丁目2番15号	(株)スズキ自販福岡駐車場フェンス
16	一本木	7	大宮二丁目6番1号	ロイヤルホスト平尾店北側
16	一本木	8	平尾一丁目7番1号	クラーク記念国際高等学校
17	平尾	1	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
17	平尾	2	平尾三丁目29番1号	平尾小学校東門横
17	平尾	3	平尾三丁目29番1号	平尾小学校南東角
17	平尾	4	平尾三丁目20番57号	福岡中央高校南東
17	平尾	5	平尾四丁目14番	山荘公園南西側
17	平尾	6	平尾四丁目14番	山荘公園南東側
17	平尾	7	平尾五丁目14番	平尾山荘公園南側
17	平尾	8	平尾五丁目14番	平尾2号公園前
18	草ヶ江	1	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
18	草ヶ江	2	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校裏門横
18	草ヶ江	3	草香江一丁目6番	タイムズ大濠南駐車場
18	草ヶ江	4	六本松四丁目2番6号	MJR六本松西側
18	草ヶ江	5	六本松四丁目2番	七隈線六本松駅 1番出入口
18	草ヶ江	6	草香江二丁目17番	草香江公園前
18	草ヶ江	7	六本松四丁目2番	六本松公園東側
18	草ヶ江	8	谷二丁目11番	谷公園入口横
19	小笹	1	小笹四丁目12番	小笹中央公園
19	小笹	2	小笹四丁目4番	小笹団地45棟前
19	小笹	3	小笹四丁目5番	小笹団地正門バス停前
19	小笹	4	小笹四丁目5番	小笹北公園前
19	小笹	5	小笹五丁目15番	増田駐車場西側
19	小笹	6	小笹五丁目15番	増田駐車場東側
19	小笹	7	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
20	梅光園	1	梅光園三丁目2番	アーベインルネス友泉集会所前(観光道路側)
20	梅光園	2	梅光園三丁目5番1号	フローレンス梅光園グランドアーク南側
20	梅光園	3	梅光園団地18番	梅光園団地南側UR都市機構フェンス
20	梅光園	4	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
20	梅光園	5	梅光園一丁目2番27号	梅光園ポンプ場南側
20	梅光園	6	梅光園二丁目26番	梅光園公園東側
20	梅光園	7	梅光園二丁目14番	市営梅光園住宅

21	福浜	1	福浜一丁目2番1号	福浜小学校正門前
21	福浜	2	福浜一丁目2番1号	福浜小学校南西前
21	福浜	3	福浜一丁目5番2号	福浜市営住宅2棟集会所入口横
21	福浜	4	福浜一丁目1番15号	福浜市営住宅15棟前
21	福浜	5	福浜一丁目1番13号	伊崎バス停前
21	福浜	6	福浜二丁目5番4号	西公園下住宅4棟前
21	福浜	7	福浜二丁目5番10号	西公園下住宅10棟西側植込
22	小笹南	1	平和五丁目8番15号	合同宿舍平尾住宅前
22	小笹南	2	平和五丁目12番	平和中央公園東側
22	小笹南	3	平和五丁目11番1号	平尾中学校東側
22	小笹南	4	平和五丁目11番1号	平尾中学校南側
22	小笹南	5	小笹二丁目4番	小笹南公園前
22	小笹南	6	小笹三丁目10番5号	小笹三丁目10番住宅裏フェンス
22	小笹南	7	小笹三丁目2番	小笹公園前
22	小笹南	8	平和三丁目13番2号	平和三丁目住宅2棟東側植込
23	笹丘	1	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校西側
23	笹丘	2	笹丘一丁目28番74号	イオンスタイル笹丘西側駐車場出口
23	笹丘	3	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校北東側
23	笹丘	4	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校東側
23	笹丘	5	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校正門横
23	笹丘	6	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校東側
23	笹丘	7	笹丘一丁目13番41号	笹丘公民館
23	笹丘	8	輝国二丁目12番	輝国公園前
24	薬院	1	薬院四丁目14番	九電記念体育館跡地前
24	薬院	2	薬院四丁目19番17号	南薬院警察官舎前
24	薬院	3	南公園1番	南公園西門横
24	薬院	4	平尾浄水町9番地	動物園駐車場前
24	薬院	5	浄水通1番	浄水通1号公園
24	薬院	6	薬院三丁目10番	薬院公園入口横
24	薬院	7	薬院四丁目1番18号	合同宿舍東薬院住宅横
24	薬院	8	御所ヶ谷4番11号	十八親和銀行福岡済美寮前
25	六本松	1	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側
25	六本松	2	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校北西角
25	六本松	3	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校南東角
25	六本松	4	六本松一丁目1番1号	NHK放送センター入口バス停前
25	六本松	5	六本松一丁目1番1号	護国神社バス停前
25	六本松	6	六本松一丁目11番	六本松2号公園南側
25	六本松	7	谷二丁目3番	谷緑地前
25	六本松	8	六本松三丁目12番	菊池児童公園前

福市中選告示第 号

令和4年7月10日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めた。

令和4年6月16日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

ポスター掲示場 設置場所一覧表

投票区		設置場所	
1	春吉第一	1	西中洲6番27号 親和銀行ビル駐車場フェンス
1	春吉第一	2	春吉一丁目17番38号 春吉小学校正門横
1	春吉第一	3	春吉一丁目17番38号 春吉小学校東門横
1	春吉第一	4	春吉一丁目17番38号 春吉小学校南側
1	春吉第一	5	春吉一丁目17番 春吉公園西側
1	春吉第一	6	渡辺通四丁目6番2号 パーキング303駐車場フェンス
1	春吉第一	7	渡辺通二丁目1番 電気ビル新館西側
1	春吉第一	8	春吉二丁目3番 六軒屋公園西側
2	春吉第二	1	清川三丁目4番 清川公園北側入口横
2	春吉第二	2	清川一丁目4番1号 ロイヤル渡辺通154駐車場
2	春吉第二	3	清川二丁目12番 清川中公園入口横
2	春吉第二	4	清川三丁目4番 清川公園西側入口横
2	春吉第二	5	高砂一丁目16番 高砂月極駐車場
2	春吉第二	6	清川一丁目10番 渡辺通パーキング
2	春吉第二	7	清川二丁目3番 アーベイン渡辺通り南前
2	春吉第二	8	清川二丁目22番8号 FBS福岡放送本社北側
3	警固第一	1	警固一丁目11番1号 警固小学校正門横
3	警固第一	2	警固三丁目13番18号 西光寺入口横
3	警固第一	3	警固二丁目11番 警固本町公園
3	警固第一	4	警固二丁目8番1号 筑紫女学園高等学校北側
3	警固第一	5	薬院二丁目13番 薬院北公園前
3	警固第一	6	警固三丁目13番 警固一号公園入口横
3	警固第一	7	警固三丁目6番 クラシオン桜坂北側
3	警固第一	8	警固二丁目7番 筑紫女学園高等学校グランド南側

4	警固第二	1	今泉一丁目8番	今泉公園西側北角
4	警固第二	2	今泉一丁目8番	今泉公園東南角
4	警固第二	3	薬院一丁目2番	薬院記念公園東南角
4	警固第二	4	今泉二丁目1番	天神南コイン駐車場フェンス北側
4	警固第二	5	今泉一丁目19番	若宮神社前
4	警固第二	6	今泉二丁目3番	アットパーク今泉二丁目フェンス
4	警固第二	7	警固一丁目11番1号	警固小学校東側
4	警固第二	8	今泉二丁目4番17号	青龍山 長圓寺
5	大名	1	大名一丁目12番15号	株式会社 ジョーキュー 北側
5	大名	2	大名二丁目5番31号	中央区役所東側
5	大名	3	天神一丁目1番	天神中央公園西側
5	大名	4	天神二丁目2番	警固公園北西側
5	大名	5	大名二丁目5番31号	中央区役所前
5	大名	6	天神一丁目8番1号	福岡市役所南西側
5	大名	7	大名一丁目9番55号	大名郵政アパート
6	赤坂	1	赤坂二丁目5番5号	中央体育館東角
6	赤坂	2	桜坂一丁目13番	桜坂公園南西側
6	赤坂	3	赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校正門前
6	赤坂	4	赤坂二丁目6番	九電大濠変電所前
6	赤坂	5	赤坂一丁目13番12号	ホンダカーズ福岡赤坂店駐車場西側
6	赤坂	6	赤坂二丁目5番23号	警固中学校正門横
6	赤坂	7	桜坂三丁目11番	七隈線桜坂駅前 1番出入口
6	赤坂	8	赤坂三丁目10番	赤坂公園入口横フェンス
7	舞鶴	1	舞鶴三丁目4番	浜の町公園前
7	舞鶴	2	舞鶴二丁目5番	舞鶴小・中学校グランド前
7	舞鶴	3	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校南側
7	舞鶴	4	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校北側
7	舞鶴	5	舞鶴一丁目7番	長浜公園南側
7	舞鶴	6	舞鶴一丁目7番	長浜公園西側
7	舞鶴	7	天神五丁目1番23号	福岡市民会館
7	舞鶴	8	舞鶴二丁目6番6号	舞鶴小・中学校西側
8	簀子第一	1	港二丁目1番	福崎公園東側
8	簀子第一	2	大手門一丁目7番1号	旧福岡家庭裁判所北側
8	簀子第一	3	大手門三丁目15番	簀子公園西側
8	簀子第一	4	港二丁目	かもめ広場西側
8	簀子第一	5	港二丁目	かもめ広場駐車場南側
8	簀子第一	6	港二丁目1番	福崎公園西側
8	簀子第一	7	荒津二丁目1番	荒津公園前
8	簀子第一	8	港三丁目4番6号	ヤマト運輸株式会社駐車場フェンス

9	箕子第二	1	荒戸一丁目1番	大濠公園駅2番出入口
9	箕子第二	2	城内10番	舞鶴公園第2駐車場横
9	箕子第二	3	城内2番	大濠公園駅5番出入口
9	箕子第二	4	城内2番	五号堀前
9	箕子第二	5	城内1番	平和台陸上競技場北側入口横
9	箕子第二	6	城内2番	旧舞鶴中学校前
9	箕子第二	7	大手門三丁目15番	箕子公園南入口横
10	当仁第一	1	西公園12番	福岡教育大学附属福岡中学校プール観覧席下
10	当仁第一	2	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校運動場前
10	当仁第一	3	荒戸三丁目3番	福岡大学附属若葉高等学校テニスコート前
10	当仁第一	4	大濠公園1番1号	かんぼ生命福岡事務サービスセンター前
10	当仁第一	5	西公園14番30号	中央市民プール前
10	当仁第一	6	荒戸三丁目5番	福岡教育大学附属福岡中学校グランド南側フェンス
10	当仁第一	7	荒戸二丁目2番49号	金光教福岡教会前
10	当仁第一	8	伊崎14番	伊崎公園前
11	当仁第二	1	唐人町一丁目8番53号	成道寺北側
11	当仁第二	2	唐人町三丁目2番	唐人町公園前
11	当仁第二	3	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西門横
11	当仁第二	4	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校西南角
11	当仁第二	5	唐人町三丁目3番	唐人町北公園前
11	当仁第二	6	唐人町三丁目1番45号	当仁小学校北東塀
11	当仁第二	7	黒門8番	唐人町5番出入口
11	当仁第二	8	唐人町一丁目4番	唐人町4番出入口
12	南当仁第一	1	大濠一丁目2番36号	福岡管区气象台西側
12	南当仁第一	2	鳥飼二丁目8番7号	県営住宅鳥飼団地7棟西側
12	南当仁第一	3	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校正門横
12	南当仁第一	4	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校東南角
12	南当仁第一	5	鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校西側
12	南当仁第一	6	大濠一丁目7番16号	大濠聖母幼稚園西側
12	南当仁第一	7	大濠公園1番	大濠公園西側
12	南当仁第一	8	鳥飼一丁目4番	鳥飼3号公園前
13	南当仁第二	1	地行二丁目16番	地行公園西側
13	南当仁第二	2	地行一丁目15番18号	傳照寺北側
13	南当仁第二	3	地行浜二丁目1番	市立福岡中央特別支援学校
13	南当仁第二	4	地行三丁目15番1号	市営地行住宅1棟東側フェンス
13	南当仁第二	5	地行三丁目16番12号	クラシオン地行
13	南当仁第二	6	地行四丁目18番	地行北緑地
13	南当仁第二	7	地行浜一丁目3番	地行浜西公園東側
13	南当仁第二	8	地行一丁目3番	明治通北側街路樹帯

14	南当仁第三	1	今川二丁目3番23号	金龍寺東側
14	南当仁第三	2	今川二丁目8番	西町公園北側
14	南当仁第三	3	今川二丁目8番	西町公園東側
14	南当仁第三	4	鳥飼三丁目10番	鳥飼2号公園北側
14	南当仁第三	5	鳥飼三丁目7番	鳥飼倶楽部正面横
14	南当仁第三	6	鳥飼三丁目3番	埴安神社前
14	南当仁第三	7	鳥飼一丁目5番27号	鳥飼第2ポンプ場前
15	高宮	1	白金二丁目15番40号	高宮小学校正門横
15	高宮	2	高砂一丁目16番	高砂公園南側
15	高宮	3	白金二丁目4番	白金公園南側
15	高宮	4	白金二丁目15番40号	高宮小学校裏門前
15	高宮	5	清川三丁目20番9号	はちすが産婦人科医院西側
15	高宮	6	白金二丁目15番40号	高宮小学校南側
15	高宮	7	白金一丁目5番	月極田中駐車場
15	高宮	8	白金一丁目17番1号	福岡市水道局駐車場フェンス
16	一本木	1	那の川二丁目8番10号	エルパルケ平尾北側植栽帯
16	一本木	2	那の川二丁目10番18号	NTT平尾ビル南側
16	一本木	3	大宮二丁目2番	一本木公園南側
16	一本木	4	大宮二丁目2番	一本木公園北側
16	一本木	5	平尾二丁目6番	平尾出張所移転地植樹帯
16	一本木	6	平尾二丁目2番15号	㈱スズキ自販福岡駐車場フェンス
16	一本木	7	大宮二丁目6番1号	ロイヤルホスト平尾店北側
16	一本木	8	平尾一丁目7番1号	クラーク記念国際高等学校
17	平尾	1	平尾三丁目29番1号	平尾小学校正門横
17	平尾	2	平尾三丁目29番1号	平尾小学校東門横
17	平尾	3	平尾三丁目29番1号	平尾小学校南東角
17	平尾	4	平尾三丁目20番57号	福岡中央高校南東
17	平尾	5	平尾四丁目14番	山荘公園南西側
17	平尾	6	平尾四丁目14番	山荘公園南東側
17	平尾	7	平尾五丁目14番	平尾山荘公園南側
17	平尾	8	平尾五丁目14番	平尾2号公園前
18	草ヶ江	1	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校南門角
18	草ヶ江	2	草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校裏門横
18	草ヶ江	3	草香江一丁目6番	タイムズ大濠南駐車場
18	草ヶ江	4	六本松四丁目2番6号	MJR六本松西側
18	草ヶ江	5	六本松四丁目2番	七隈線六本松駅 1番出入口
18	草ヶ江	6	草香江二丁目17番	草香江公園前
18	草ヶ江	7	六本松四丁目2番	六本松公園東側
18	草ヶ江	8	谷二丁目11番	谷公園入口横

19	小笹	1	小笹四丁目12番	小笹中央公園
19	小笹	2	小笹四丁目4番	小笹団地45棟前
19	小笹	3	小笹四丁目5番	小笹団地正門バス停前
19	小笹	4	小笹四丁目5番	小笹北公園前
19	小笹	5	小笹五丁目15番	増田駐車場西側
19	小笹	6	小笹五丁目15番	増田駐車場東側
19	小笹	7	小笹四丁目5番1号	小笹団地集会所前
20	梅光園	1	梅光園三丁目2番	アーベインルネス友泉集会所前(観光道路側)
20	梅光園	2	梅光園三丁目5番1号	フローレンス梅光園グランドパーク南側
20	梅光園	3	梅光園団地18番	梅光園団地南側UR都市機構フェンス
20	梅光園	4	梅光園団地1番	梅光園団地駐車場北側
20	梅光園	5	梅光園一丁目2番27号	梅光園ポンプ場南側
20	梅光園	6	梅光園二丁目26番	梅光園公園東側
20	梅光園	7	梅光園二丁目14番	市営梅光園住宅
21	福浜	1	福浜一丁目2番1号	福浜小学校正門前
21	福浜	2	福浜一丁目2番1号	福浜小学校南西前
21	福浜	3	福浜一丁目5番2号	福浜市営住宅2棟集会所入口横
21	福浜	4	福浜一丁目1番15号	福浜市営住宅15棟前
21	福浜	5	福浜一丁目1番13号	伊崎バス停前
21	福浜	6	福浜二丁目5番4号	西公園下住宅4棟前
21	福浜	7	福浜二丁目5番10号	西公園下住宅10棟西側植込
22	小笹南	1	平和五丁目8番15号	合同宿舎平尾住宅前
22	小笹南	2	平和五丁目12番	平和中央公園東側
22	小笹南	3	平和五丁目11番1号	平尾中学校東側
22	小笹南	4	平和五丁目11番1号	平尾中学校南側
22	小笹南	5	小笹二丁目4番	小笹南公園前
22	小笹南	6	小笹三丁目10番5号	小笹三丁目10番住宅裏フェンス
22	小笹南	7	小笹三丁目2番	小笹公園前
22	小笹南	8	平和三丁目13番2号	平和三丁目住宅2棟東側植込
23	笹丘	1	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校西側
23	笹丘	2	笹丘一丁目28番74号	イオンスタイル笹丘西側駐車場出口
23	笹丘	3	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校北東側
23	笹丘	4	笹丘一丁目22番1号	友泉中学校東側
23	笹丘	5	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校正門横
23	笹丘	6	笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校東側
23	笹丘	7	笹丘一丁目13番41号	笹丘公民館
23	笹丘	8	輝国二丁目12番	輝国公園前

24	薬院	1	薬院四丁目14番	九電記念体育館跡地前
24	薬院	2	薬院四丁目19番17号	南薬院警察官舎前
24	薬院	3	南公園1番	南公園西門横
24	薬院	4	平尾浄水町9番地	動物園駐車場前
24	薬院	5	浄水通1番	浄水通1号公園
24	薬院	6	薬院三丁目10番	薬院公園入口横
24	薬院	7	薬院四丁目1番18号	合同宿舎東薬院住宅横
24	薬院	8	御所ヶ谷4番11号	十八親和銀行福岡済美寮前
25	六本松	1	六本松一丁目11番	草ヶ江老人いこいの家東側
25	六本松	2	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校北西角
25	六本松	3	六本松一丁目12番1号	大濠高等学校南東角
25	六本松	4	六本松一丁目1番1号	NHK放送センター入口バス停前
25	六本松	5	六本松一丁目1番1号	護国神社バス停前
25	六本松	6	六本松一丁目11番	六本松2号公園南側
25	六本松	7	谷二丁目3番	谷緑地前
25	六本松	8	六本松三丁目12番	菊池児童公園前

議案第28号

不在者投票証明書に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和4年6月16日以後、次のように使用する電子印について、次のように告示する。

令和4年6月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾俊見

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
不在者投票証明書	てん書	正方形	20ミリメートル	福岡市中央区選挙管理委員会委員長	不在者投票証明書用

(根拠) 福岡市区選挙管理委員会規程第27条

(公印)

第26条 委員会、委員長、委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称、書体、形状、大きさ、管守者及び用途は別表第2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。

2 委員会が選任する選挙長及び開票管理者の公印の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は別表第2の2のとおりとし、そのひな形は別表第3のとおりとする。

(公印の取扱い)

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

・ 福岡市公印規則第9条の2

(電子印)

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの(以下「電子印」という。)を使用することができる。

2 電子印に用いる公印(以下「電子印用公印」という。)の名称、書体、形状、大きさ及び管守者は、別表第5のとおりとし、そのひな形は、別表第6のとおりとする。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書(以下「電子印使用文書」という。)及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

福市中選告示第 号

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和4年6月16日以後、次のように電子印用公印を使用する。

令和4年6月16日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾俊見

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
不在者投票証明書	てん書	正方形	20ミリメートル	福岡市中央区選挙管理委員会委員長	不在者投票証明書用